

議案第7号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町職員の給与に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

・給料表の改正

係長級（3級）～俸給月額最低水準を引上げ。

・扶養手当の見直し

配偶者に係る手当を廃止。（2年間で段階的に減額し、令和8年度には廃止。）

子に係る手当を13,000円に引上げ。（2年間で段階的に増額。）

・通勤手当（特急列車等利用時）の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。

・再任用された職員への手当支給の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に資する住居手当を新たに支給

3 附則

施行期日 令和7年4月1日

（参考）

扶養手当

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（1人当たり）	10,000円	11,500円	13,000円

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第9条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円	(扶養手当) 第9条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、前項第2号(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の

に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属

する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第10条 略

(1) 略

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(町が設定する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして別に定める

(住居手当)

第10条の2 略

(1) 略

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(町が設定する公舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

もの

2及び3 略

(通勤手当)

第11条 略

(1)～(3) 略

2 略

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の1通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

2及び3 略

(通勤手当)

第11条 略

(1)～(3) 略

2 略

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の1通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が20,800円を超えるときは、支給単位期間につき、20,800円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関を利用して、1箇月当たりの運賃等相当額の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が20,800円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,800円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」とい

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」とい

う。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

う。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,450円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 12,900円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 14,350円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 15,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 17,200円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 18,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 19,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 19,900円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 20,800円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が20,800円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,800円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金

等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特急料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

- 4 前項の規定は、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で別に定めるもの)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が別に定めると認められるものを利用し、その利便に相当程度資するものであると認められるもの(任用の事情用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(2) 略

- 4 前項の規定は、新たにこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の

合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

第18条 第8条第1項の規定に基づき任命権者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略

第18条 第8条第1項の規定に基づき任命権者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(定年前再任用短時間職員についての適用除外)

第27条 第9条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級		1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	号給	給	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		円		円		円		円		円		円	
	2		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	387,800	421,300	455,200	487,800	521,300	555,200
	3		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	388,800	421,300	455,200	487,800	521,300	555,200
	4		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	389,800	421,300	455,200	487,800	521,300	555,200
	5		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	390,800	421,300	455,200	487,800	521,300	555,200
	6		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	391,800	421,300	455,200	487,800	521,300	555,200
	7		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	392,800	421,300	455,200	487,800	521,300	555,200

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(定年前再任用短時間職員についての適用除外)

第27条 第9条、第10条、第11条の2及び第25条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級		1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	号給	給	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		円		円		円		円		円		円	
	2		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	359,800	387,800	411,300	435,200	459,800	485,200
	3		184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	361,500	388,800	411,300	435,200	459,800	485,200
	4		185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	363,500	390,800	411,300	435,200	459,800	485,200
	5		186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	364,500	391,300	411,300	435,200	459,800	485,200
	6		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	365,500	392,300	411,300	435,200	459,800	485,200
	7		189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	366,500	393,300	411,300	435,200	459,800	485,200

7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200

32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100

82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 500	398, 500
87	256, 300	297, 400	346, 400	386, 900	398, 800
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 300	399, 000
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 100	399, 500
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 500	399, 800
92	257, 800	299, 000	348, 200	388, 900	400, 000
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300	400, 200
94	299, 400	348, 800	389, 700		
95	299, 700	349, 200	390, 100		
96	300, 100	349, 500	390, 500		
97	300, 300	349, 800	390, 900		
98	300, 600	350, 200	391, 300		
99	301, 000	350, 600	391, 700		
100	301, 400	351, 000	392, 100		
101	301, 600	351, 500	392, 500		
102	301, 900	351, 900	392, 900		
103	302, 200	352, 300	393, 300		
104	302, 500	352, 700	393, 700		
105	302, 700	353, 200	394, 100		
106	303, 000	353, 600	394, 500		

82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	416, 000
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	416, 300
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	416, 500
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	416, 700
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	417, 000
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	417, 300
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	417, 500
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	417, 700
94	299, 400	347, 400	386, 500	398, 500	418, 000	
95	299, 700	347, 800	386, 900	398, 800	418, 300	
96	300, 100	348, 200	387, 300	399, 000	418, 500	
97	300, 300	348, 400	387, 700	399, 200	418, 700	
98	300, 600	348, 800	388, 100	399, 500	419, 000	
99	301, 000	349, 200	388, 500	399, 800	419, 300	
100	301, 400	349, 500	388, 900	400, 000	419, 500	
101	301, 600	349, 800	389, 300	400, 200		
102	301, 900	350, 200	389, 700	400, 500		
103	302, 200	350, 600	390, 100	400, 800		
104	302, 500	351, 000	390, 500	401, 000		
105	302, 700	351, 500	390, 900	401, 200		
106	303, 000	351, 900	391, 300	401, 500		

[illegible]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において日野町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは「(5)重度心身障害者 (6)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表(附則第2項関係)職員の号給の切替表

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1

6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13

26		22	18	18	14
27		23	19	19	15
28		24	20	20	16
29		25	21	21	17
30		26	22	22	18
31		27	23	23	19
32		28	24	24	20
33		29	25	25	21
34		30	26	26	22
35		31	27	27	23
36		32	28	28	24
37		33	29	29	25
38		34	30	30	26
39		35	31	31	27
40		36	32	32	28
41		37	33	33	29
42		38	34	34	30
43		39	35	35	31
44		40	36	36	32
45		41	37	37	33

46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53

66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73

86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98	94		
103	99	95		
104	100	96		
105	101	97		

106	102	98			
107	103	99			
108	104	100			
109	105	101			
110	106	102			
111	107	103			
112	108	104			
113	109	105			
114	110	106			
115	111	107			
116	112	108			
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

126	122				
127	123				
128	124				
129	125				